

北本市空き家等改修補助金
 交付申請書の添付書類チェックリスト（**着工前に提出します**）

添付書類	確認欄	備考
空き家等であることが分かる書類 （水道使用中止証明書（桶川北本水道企業団）等） ※上記書類が提出できない場合は <u>水道の使用水量の確認に関する同意書</u> を提出してください。		当該建物が使用されていないことを確認します。
建物登記事項証明書（未登記の場合は、当該年度の物件明細のある固定資産税の納税通知書） ※上記の書類が提出できない場合は <u>納税義務者の課税情報確認同意書</u> を提出して下さい（共有している場合は共有者全員の提出をお願いします）。		建物登記事項証明書は「さいたま地方法務局鴻巣出張所」にて取得できます。 Tel：048-541-2370
補助対象工事の見積書のコピー		工種ごとに内訳が分かるもの
着工前の現場写真		工事予定箇所が分かるもの
【補助金の加算がある場合】住民票等		北本市役所1階市民課にて取得できます。
交付申請時に提出できない場合は <u>転入予定の家族構成申告書</u> を提出して下さい。 ※完了報告書を提出するまでに住民票等の転入したことを証する書類を提出して下さい。		
空き家を購入等する場合	売買契約書のコピー	—
空き家を賃借する場合	賃貸借契約書のコピー	—
	<u>補助対象建築物を改修することの同意書</u>	—
建物所有者が申請し、共有者がいる場合	<u>建物所有権を有する共有者全員の同意書</u>	—

※交付決定通知書を受理してから着工して下さい。

※交付決定通知書を受理した後に工事内容の変更又は中止をする場合は、北本市空き家等改修補助金交付決定変更通知書又は北本市空き家等改修補助金補助対象工事の中止届出書を提出して下さい。

問合せ

建築開発課 営繕・住宅担当

Tel048-594-5574